

## 平成 25 年度島根県障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

### 1. 適用範囲

この方針は、島根県の全組織における物品等の調達に適用する。

### 2. 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、法第 2 条第 4 項に定義する施設とする。

#### （参考）対象となる施設等（法第 2 条第 4 項）

- 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- 障害福祉サービス事業所（同上）
- 地域活動支援センター、小規模作業所
- 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所
- 在宅就業障害者、在宅就業支援団体

### 3. 調達する物品等及びその目標

県が施設等から調達する物品等及びその目標は、以下のとおりとする。

以下に記載がないものであっても、県が調達可能な物品等であれば、対象とする。

区分	24 年度実績	25 年度目標	品目の例
印刷、情報処理	5,035 千円	5,570 千円	各種印刷、デザイン、データ入力、テープ起こし 等
役務	534 千円	590 千円	クリーニング、清掃、文書封入・発送、廃棄物処理、施設管理 等
物品、消耗品	3,297 千円	3,640 千円	啓発用品、記念品、防災用品、事務用品、食材、農産品、カバー苗 等
給食、弁当	11,902 千円	13,200 千円	給食、食堂業務、弁当、給食パン、軽食・喫茶 等
計	20,768 千円	23,000 千円	

（目標設定の考え方）

平成 24 年度の県の調達実績額に、目標伸び率 約 10%を加算

平成 24 年度実績 20,768 千円→**平成 25 年度目標値 23,000 千円**

#### 4. 調達の実施

施設等からの物品調達に当たっては、地方自治法施行令及び島根県会計規則の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、施設等と随意契約により契約を締結するものとする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づく限度額を超える場合は、同項第3号に規定する随意契約の特例の制度を活用する。

#### 5. 調達の推進方法

- ① 障がい福祉課は、施設等から提供可能な物品等の情報について各所属へ情報提供を行う。
- ② 各所属は、提供された情報を基に、物品等の特性を踏まえつつ、施設等への発注に努める。なお、3. に例示した品目に限らず、これまで調達実績のない物品等の調達については、障がい福祉課へ相談するなどして対応する。
- ③ 施設等への発注に当たっては、施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等、適切な配慮を行う。

#### 6. 共同受注窓口の活用

発注情報の提供や施設等の情報収集、受発注の取りまとめ等に当たっては、施設等の共同受注窓口として設置している島根県障がい者就労事業振興センターを活用する。

#### 7. 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度終了次第速やかに集計し、公開する。

#### 8. 担当窓口

本方針の担当窓口は、健康福祉部障がい福祉課とする。

#### 9. その他

##### (1) 県主催行事等における配慮

県の機関が開催する各種行事、イベント等において、販売・飲食コーナーの設置について公募等を行う場合、障がい福祉課、島根県障がい者就労事業振興センターを通じて、施設等へ情報提供を行う。

##### (2) 業務委託先等における配慮

県と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先（外郭団体）等に対し、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

##### (3) 職員の私的購入等における配慮

職員個人や親睦会等での物品購入等に際しても、施設等からの購入や、県庁内障がい者チャレンジショップ「すまいる」の利用に心掛ける。

【共同受注窓口】 **島根県障がい者就労事業振興センター**（県委託事業）

ホームページ <http://yu-make.net/> メール [info@yu-make.net](mailto:info@yu-make.net)

（東部事務所）松江市東津田町 1741-3 TEL 0852-67-2671

（西部事務所）浜田市熱田町 493 -3 TEL 090-7135-7826

## 障害者優先調達推進法の概要

### 【法律の趣旨】

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。

このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。

このような観点から、これまで障害者就労施設等へ仕事の発注に関するし、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組が行われてきました。

「**国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）**」は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。

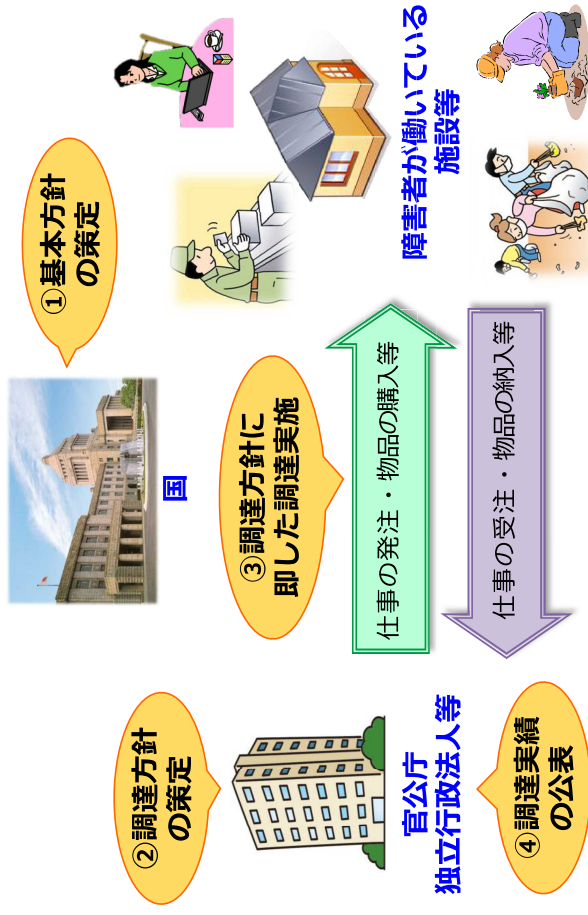
同法は、平成24年6月20日に成立、同月27日に公布され、**平成25年4月1日から施行**されます。

**行政関係者の方**には、法律の趣旨をご理解いただき、障害者就労施設への発注拡大をお願いいたします。

### 【法律のポイント】

**国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、以下の取組を行うこととされています。**

- 国は、障害者就労施設等からの物品等の基本方針を定める。
- 各省庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、国の基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表する。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。
- 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努める。



## 対象となる障害者就労施設等

国や地方公共団体、独立行政法人等は、以下の施設等から優先的に物品・サービスを購入する努力義務が課されます。

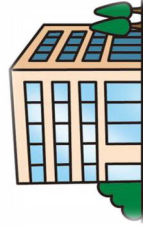
障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

障害福祉サービス事業所等



- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所（A型・B型）
- 生活介護事業所
- 障害者支援施設  
(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
- 地域活動支援センター
- 小規模作業所

障害者を多数雇用している企業



- 障害者雇用促進法の特例子会社
- 重度障害者多数雇用事業所（※）  
(※) 重度障害者多数雇用事業所の要件  
① 障害者の雇用者数が5人以上  
② 障害者の割合が従業員の20%以上  
③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

企業

在宅就業障害者等

在宅就業  
障害者等

- 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）



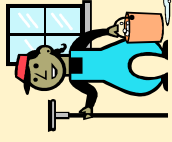
## 障害者就労施設等への発注例

サービス

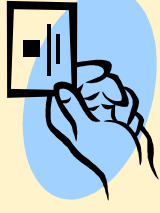
<クリーニング>



<清掃>



<印刷>



<データ入力>



<包装・組立>



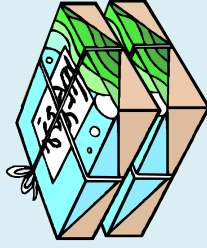
<発送>



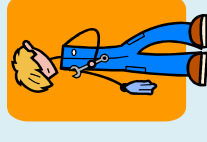
etc . . .

物品

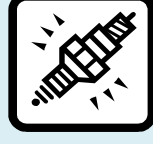
<弁当>



<制服等注文製造>



<部品>



etc . . .

※ 以上は、一部の例示です。この他にも多くの業務が可能ですので、障害者の働く場への発注をご検討ください。